

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる 本会議所異業種交流グループの活動方針について（～8月末まで）

本会議所では、経営相談などの人との接触については、職員のマスク着用や相談窓口でのアクリルパーテーションの設置といった対策を講じた上で通常通り行っています。

つきましては、異業種交流グループにおきましても、8月末までの期間、例会等の開催においては以下の方針に基づいて活動していただきますようお願いいたします。

1. 例会等の開催について

- ①参加人数の制限として、100人以下かつ会場の収容率50%以下（屋内）とする
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるメンバーは参加しないように事前案内や当日事業開始前に周知する
- ③参加者のマスク着用を徹底する
- ④会場前には消毒液を置き、参加者は入室前に手洗い・手指消毒を行う
- ⑤着席時、人と人との間の身体的距離（2mを目安に、最小1m）の確保につとめる
- ⑥会議室内を換気する（2つの窓を同時に開ける等）

2. 飲食を伴う懇親会の開催について

- ①参加人数の制限として、100人以下かつ会場の収容率50%以下（屋内）とする
- ②会食時間を短縮（1時間程度を目安）して実施する
- ③席を互い違いにするなど、席の配置・食事の配膳について配慮する
- ④トング、食器、箸、グラス等の共有や回し飲みを禁止する
- ⑤大皿料理は最初に取り分け、バイキング形式・直箸使用を禁止する
- ⑥お互いに食べ物や飲み物をシェアすることを避ける
- ⑦大声での会話を控える
- ⑧会議室内を換気する（2つの窓を同時に開ける等）

3. その他

少人数で開催する役員会等については、オンライン会議での実施を推奨する

以 上